

高松市太陽熱利用システム 設置費補助制度の御案内

補助対象となる太陽熱利用システム

不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽等によって構成されたシステムであって、次の要件を満たすもの

- (1) 住宅への給湯及び冷暖房の用に供するものであること。
- (2) 住宅の屋根などへの設置に適したものであること。
- (3) 対象システムはすべて未使用品であること。

補助金の交付対象者

次の要件を満たす方です。（法人は対象外）

- (1) 市の区域内に住所を有する方（単身赴任等の理由により、一時的に本市の区域内に居住しない場合も含む。）
- (2) 市の区域内に所在し、自らが居住する住居等に設置しようとする方（一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するもの、又は(1)に該当する方と同一生計にある方が居住の用に供する場合も含む。）
- (3) 市税を滞納していない方

※ 補助金の交付は一世帯につき1回限りです。

※ 住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されていても、交付要件を満たさない場合や、受付期間内に補助金交付申請書（様式第4号）を提出しない場合は、補助金を交付できませんので、御注意ください。

補助金の額

補助対象経費×1/10（上限6万円） ※ 千円未満の端数は、切り捨てとします。

【補助対象経費】 ※ 以下の費用の合計額（税込）です。

- (1) 太陽熱利用システムを構成する機器であって次に掲げるものに係る購入費
 - ア 太陽集熱器
 - イ 蓄熱槽及び附帯機器
 - ウ 架台
 - エ 配管及び配線等部材
- (2) 対象システムの設置に係る工事費

申請書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

設置工事の着手前と完了後の2回、申請書の提出が必要です。

【1回目（設置工事着手前）】 補助金交付予約申請

- ・平成31年4月15日（月）から令和2年1月31日（金）まで
- ・提出は持参のみ（郵送不可）

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに御提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

【2回目（設置工事完了後）】 補助金交付申請

- ・令和2年3月31日（火）（必着）まで
- ・提出は持参又は郵送

※ 郵送の場合は、到着日が確認できる方法（書留等）とし、提出期限必着としてください。

(2) 提出先

環境総務課地球温暖化対策室又は各総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺）若しくは各支所（庵治・塩江・香南）まで御提出ください。

必要書類

申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。なお、押印は認印でも構いませんが、今後の各提出書類には、同じ印鑑を使用してください。

【1回目】設置工事着手前

補助金交付予約申請書（様式第1号）

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	工事着手前の現況を確認できるカラー写真（設置後との比較ができるもの） ●これから新築する住宅に対象システムを設置する場合 ①工事着工前の土地の現況写真 ●既築の住宅に対象システムを設置する場合 ①対象システムを設置する建築物全体写真 ②太陽集熱器を設置する場所（屋根）の写真 ③蓄熱槽及び附带機器を設置する場所の写真 ●対象システムが設置された建売住宅を購入する場合 ①購入予定住宅の全体写真 ②太陽集熱器が設置された写真 ③蓄熱槽及び附带機器が設置された写真
<input type="checkbox"/>	補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書等）
<input type="checkbox"/>	対象システムの型番や仕様等が確認できる書類（製品カタログ等）

【随時】申請内容の変更や工事の中止があった場合

補助事業変更・中止届（様式第3号）

予約申請後、対象システムの設置予定場所若しくは補助金交付申請額を変更される場合、又は、事業を中止する場合は、速やかに補助事業変更・中止届（様式第3号）を提出してください。

【2回目】設置完了後

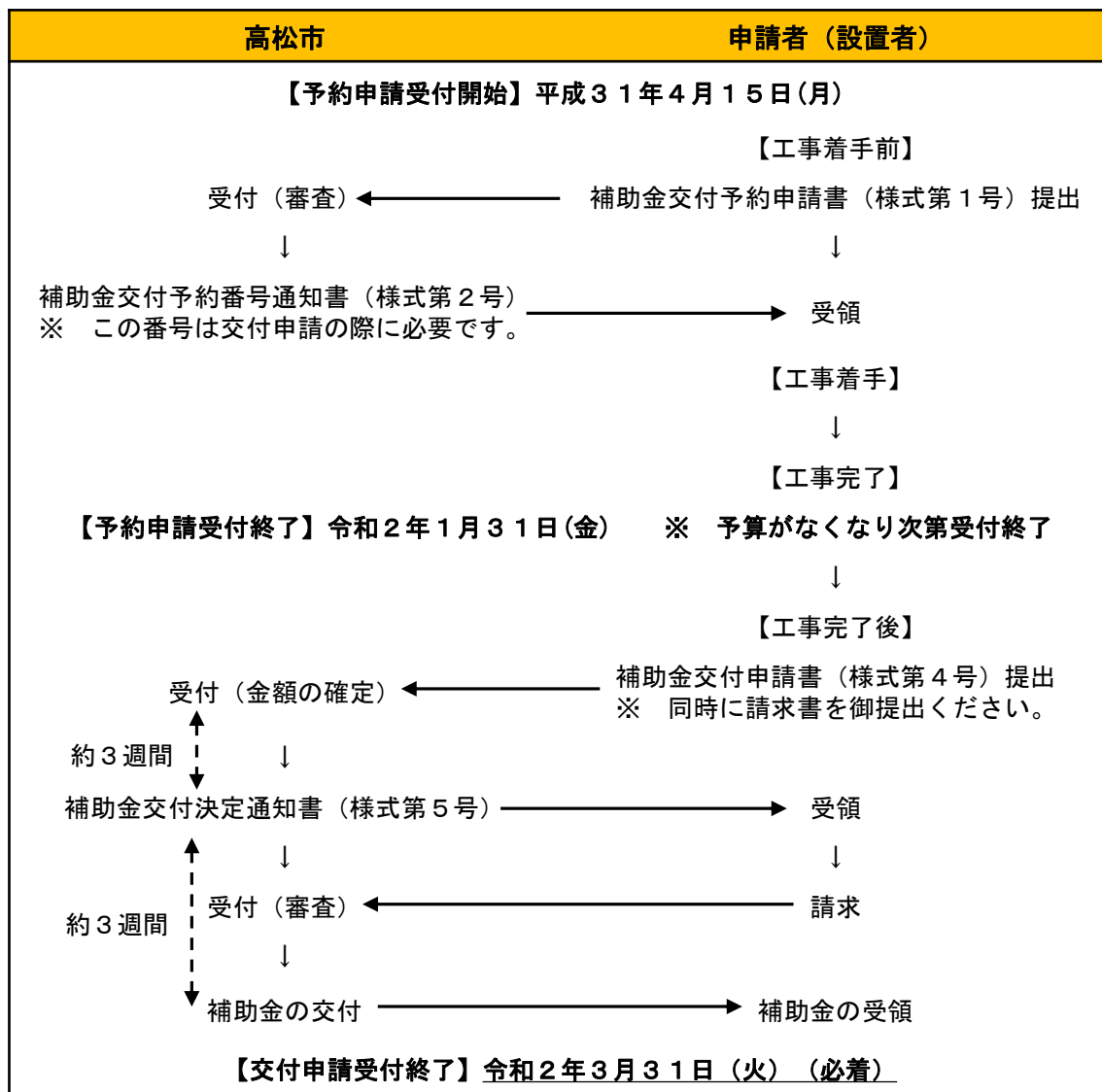
補助金交付申請書（様式第4号）

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置状況を示すカラー写真 ①対象システムが設置された建物全体写真 ②太陽集熱器 ③蓄熱槽及び附帯機器
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置費に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置に要した経費の内訳書（様式第5号）
<input type="checkbox"/>	設置住宅の所在地が分かる地図
<input type="checkbox"/>	請求書【申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。】 ※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を併せて提出していただきますが、請求書の提出に関わらず、補助金は市が審査の上、交付決定したのものについて支払われます。
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	建売供給者の証明（建売住宅であることを証明するもので、建売供給者が発行するもの）

その他

- (1) 受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) 工事着手後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんので御注意ください。
- (3) ここで紹介した内容は概要です。詳しくは要綱を御覧ください。

補助金交付申請手続きの流れ



お知らせがある場合は、市ホームページに掲載しますので、そちらも御確認ください。

【お問合せ先】

高松市環境局環境総務課地球温暖化対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：(087) 839-2394 FAX：(087) 839-2390

メール：kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp